配当公告

神戸市東灘区向洋町東二丁目七番地の一〇三階、商業登記簿上の本店所在地神戸市垂水区つつじが丘七丁目二三八九番地の六

破産者　株式会社フジコー

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十四年(フ)第一〇四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる債権の総額

金一二七、七三九、一〇七円

一、配当することのできる金額

金一二七、七三九、一〇七円

平成二十七年三月十九日

神戸市中央区西町三五番地三井神戸ビル二階新神戸法律事務所

破産管財人　笹野　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市日和が丘三丁目一〇番、最後の住所宮城県石巻市大街道西一丁目三番五号

被相続人　亡　紫桃　佳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

宮城県石巻市立町一丁目四番一五号石巻ビルディング四階　あおぞら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　真儀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市字北無双作一番地四、最後の住所宮城県白石市大鷹沢三沢字田中一四六番地

被相続人　亡　**替**野　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一六号大町カーブビル五階弁護士法人リーガルプロフェッション

相続財産管理人　弁護士　新妻　範之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市下渋垂町三九一番地、最後の住所栃木県足利市山下町九八二番地二

被相続人　亡　早川　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

事務所栃木県佐野市赤坂町九六〇番地一二

相続財産管理人　弁護士　飯塚　文子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝浦四丁目四番地、最後の住所東京都港区芝五丁目二四番一六号

被相続人　亡　渡邊　譲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市柏井町三丁目七六九番地、最後の住所名古屋市西区新道一丁目一五番二八号阿部ビル三〇四号

被相続人　亡　米田　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

名古屋市中区丸の内三―一三―一セプトン丸の内ビル六階熊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊田　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区上名古屋二丁目二三二六番地、最後の住所愛知県尾張旭市長坂町南山二八七四番地一四五　ラポール旭A―二〇二

被相続人　亡　水野　喜雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

名古屋市中区丸の内三―一三―一セプトン丸の内ビル六階熊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊田　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区那古野一丁目五〇三番地、最後の住所名古屋市西区名西一丁目二四番八号特別養護老人ホームなごやかハウス名西

被相続人　亡　中山　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

名古屋市中区丸の内三―一三―一セプトン丸の内ビル六階熊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊田　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南三九番地三、最後の住所徳島県美馬市脇町字西赤谷五七九番地二

被相続人　亡　辻岡　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十九日

徳島県美馬市脇町大字脇町二番地三

相続財産管理人　司法書士　森　廣一

無縁墳墓等改葬公告

泉立寺納骨堂建立の為墓地を改葬することになりました。墓地使用者確認のために、調査を実施いたしております。墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年三月十九日

一　墳墓等所在地　香川県高松市錦町二丁目六―二九

一　墳墓等の名称　泉立寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　香川県高松市錦町二丁目六―二九　宗教法人　泉立寺代表役員　佐々木義淳

第9期決算公告　平成27年3月19日

青森県上北郡野辺地町字野辺地230番地5

株式会社　三　永

代表取締役　古林　勝義

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,828
	固定資産	80,387
	資産合計	131,215
負債及び純資産の部	流動負債	31,127
	固定負債	72,766
	負債合計	103,893
	株主資本	27,322
	資本金	3,000
	利益剰余金	24,322
	その他利益剰余金	24,322
	（うち当期純利益）	(7,010)
	純資産合計	27,322
	負債・純資産合計	131,215

第21期決算公告

平成27年3月19日

東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号

LIB JAPAN株式会社

代表取締役社長　辻　峰俊

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,333
	固定資産	2,200
	資産合計	13,533
負債及び純資産の部	流動負債	723
	負債合計	723
	株主資本	12,810
	資本金	30,000
	利益剰余金	△17,189
	その他利益剰余金	△17,189
	（うち当期純損失）	(10,755)
	純資産合計	12,810
	負債・純資産合計	13,533

第20期決算公告

平成27年3月19日

東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号

LIB JAPAN株式会社

代表取締役社長　辻　峰俊

貸借対照表の要旨（平成22年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,309
	固定資産	2,761
	資産合計	25,071
負債及び純資産の部	流動負債	1,505
	負債合計	1,505
	株主資本	23,565
	資本金	30,000
	利益剰余金	△6,434
	その他利益剰余金	△6,434
	（うち当期純損失）	(5,651)
	純資産合計	23,565
	負債・純資産合計	25,071